

くらし

「市電延伸」に関するアンケートにご協力を

本市では、公共交通の充実に向けた取組の一環として市電の延伸を検討しています。そこで、皆さんの意見を聞かせてください。

▶期間 12月25日(月)～1月25日(木)



アンケートは市ホームページから検索してください(ホーム→ピックアップ→意見募集・パブリックコメント)。

※アンケート用紙も区役所で配布しています。



(交通政策課 ☎328-2510)

交通死亡事故多発！ご注意を

平成29年、市内では交通死亡事故が多く発生しています。特に高齢者や自転車が巻き込まれる事故が増えています。車や自転車を運転する際には以下を徹底してください。

- ・運転中は前をよく見て「ぼんやり運転」はやめましょう。
- ・見通しの悪い交差点では徐行しましょう。
- ・自転車も交差点を右(左)折する時は、一時停止や安全確認をしましょう。
- ・自転車乗用中は、「ヘルメット」をきちんと着用しましょう。

(生活安全課 ☎328-2397)

分譲マンションにおける民泊トラブル防止にむけて

平成29年6月の住宅宿泊事業法成立に伴い、分譲マンションでも民泊を実施することが可能になりました。

そこで、トラブル防止のため管理組合内でよく議論を行い、民泊の可否について管理規約に明記することが望まれます。市ホームページに、国土交通省が定めた標準管理規約を掲載しています。ぜひご覧ください。

※民泊とは…住宅の全部または一部を活用して宿泊サービスを提供すること。

(建築政策課 ☎328-2438)

くらしの中の人権 50

犯罪被害者などの人権

ある日突然、犯罪によって幸福に生きる権利を奪われてしまった人たちがいます。犯罪被害者の人々です。

犯罪被害者やその家族の方々には、事件そのものに関する精神的負担や経済的・時間的な負担だけでなく、マスメディアによる取材や報道などで平穏な私生活が侵害されるなどの二次的な被害にも苦しんでいます。

これらの問題は、被害者が自力で解決することは難しく、社会的な支援が必要となります。

本市では、被害者からの相談や支援を行う「くまもと被害者支援センター」の活動を支援するほか、被害者支援に関する案内窓口を設置するなど、被害者の実情に応じた各種支援に取り組んでいます。

皆さんも犯罪被害者やその家族に対する理解を深め、人権に配慮していきましょう。

(人権推進総室 ☎328-2333)

市有地を公売します

▶物件の所在 南区南高江2丁目493番2

▶登記地目 雑種地

▶地積 1187.30m²

▶最低売却価格 16,200,000円

▶用途地域 第1種住居地域

▶申込み 1月31日までに申込書を持参で
交通局総務課へ(土・日、祝日除く)

▶入札日時 3月7日(水) 午前11時

▶入札場所 交通局大江局舎2階会議室

※入札の参加資格、物件の詳細や入札の手順など詳しくは、「平成29年度交通局市有地公売募集要領」を確認してください。

※入札者がいない場合、落札されなかった場合は、先着順に売払いを行います。売払いの期間は、平成30年3月9日～30年9月28日までです。

※交通局ホームページでも確認できます。詳しくは、交通局総務課(☎361-5211)へ。

熊本県立高等技術専門学校4月入校生募集

施設の見学は随時受け付けています。

募集科	期間	募集人数
電気配管システム科	2年間	10人
総合建築科		6人

▶試験日 1月22日(月)

▶合格発表 1月26日(金)

▶申込み 1月9日～16日(午後5時必着)までに願書を持参か郵送で〒861-4108 南区幸田1丁目4-1熊本県立高等技術専門学校(☎378-0121)へ
(しごとづくり推進室 ☎328-2377)

税

1月は市県民税第4期の納期です

市税のお支払いには、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。

希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関または郵便局で申し込みください。

(納税課 ☎328-2204)

家屋を取り壊したらご連絡を

固定資産税は、1月1日(賦課期日)に家屋等を所有している人にかかる税金です。

1月1日以前に家屋等を取り壊した場合(熊本地震の被災に伴う解体を含む)は、届出をしないと固定資産税がかかることがありますので、区役所税務課へご連絡ください。

(課税管理課 ☎328-2195)

防災

応急手当を学んでみませんか

冬は心筋梗塞の発生が多いことを皆さんご存知ですか。この時期に多い理由の1つには、血圧の上昇、特に暖かい屋内から寒い屋外に移動する際の血圧の急激な変動があります。注意が必要なこの時期に、応急手当を学びませんか。

■講習には、大きく3つの種類があります

▶一般の講習

病気の予防や応急手当、心肺蘇生法(AEDの使用を含む)、通報のポイントなど受講者の要望に応じた講習会です。希望の時間内で講習が可能です

▶普通救命講習(3時間程度、修了証発行)

一般講習に加え、異物除去法や止血法を含む内容の講習会です。

▶上級救命講習(8時間程度、修了証発行)

普通救命講習に加え、傷病者の搬送方法や体位管理などを含む講習会です。

■定期救命講習会

消防局では、個人や10人未満のグループを対象とした講習会を開催しています(定員有)。定期救命講習会の場所と日程は、市ホームページへ。

■受講はどなたでも可能で全て無料です

あなたのその手が大切な命を救う可能性があります。興味がある方は、気軽に問い合わせください。

(救急課 ☎363-2360)

空地・空き家の火災予防

空地や空き家は、一旦火災が発生すると発見が遅れ周囲に延焼する恐れが高く、火災予防には、より一層の注意が必要です。

また、熊本地震で被災し、今住んでない家屋を持つ方も同様に注意が必要です。市内の火災原因の上位は、「たき火」「放火」「たばこ」です。放火、たばこの投捨てなどによる空地・空き家の火災を未然に防ぐため、次の基本的な項目に注意し火災予防に努めましょう。

- ・空き地の枯れ草は刈り取り、燃焼の恐れのある物件を除去しましょう。
- ・木屑、紙屑などの燃えやすいものは、置かない(放置しない)ようにしましょう。
- ・空き家などは、外部からみだりに侵入できないよう施錠しましょう。
- ・ガスや電気は確実に遮断し、危険物(灯油など)は置かないようにしましょう。
- ・地域ぐるみ、町ぐるみで放火防止に取り組みましょう。

▶適正な管理に努め、火災予防を心掛けましょう

(予防課 ☎363-0263)

衛生・ごみ・上下水道

ふぐの素人調理は危険です

ふぐ毒による食中毒は全国で毎年のおきており、平成28年は17件、内家庭での調理によるものが13件ありました。平成29年11月には熊本市内でも譲り受けたふぐを自分で調理し、食中毒が発生しました。

ふぐはテトロドトキシンという強力な毒をもっています。ふぐの種類や部位によって毒の強さが異なり、内臓はもちろん、筋肉や皮にも毒があります。

また、ふぐ毒は熱に強く、加熱などでも無毒化しません。摂取後数時間でしびれ、麻痺、嘔吐の症状から最悪の場合死に至ることもあります。

処理には専門的な知識や技術が必要なため、熊本県では、営業でふぐを提供する場合には、県知事の免許を受けた「ふぐ処理師」のみが、「ふぐ処理所」の登録を受けた場所でふぐを処理できると定めています。

ふぐの素人調理はとても危険ですので、絶対にやめましょう。

ふぐを釣っても、食べない・あげない・持ち帰らないようにし、ふぐによる食中毒を防ぎましょう。



(食品保健課 ☎364-3188)